

議員提出議案第 4 号

令和 7 年 6 月 30 日

姫路市議会議員 井川一善
同 妻鹿幸二
同 阿野れい子
同 有馬剛朗
同 三輪敏之
同 仁野央子
同 三和衛
同 下林崇史
同 坂本学

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり国会及び関係行政庁へ提出したい。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

我が国では、えん罪の発生を防止するため、憲法において多数の刑事手続関連条項を設けるとともに、刑事訴訟法等の法律を充実させてきた経過がある。しかしながら、誤判が生じるおそれは払拭できず、誤判により生じたえん罪被害者は速やかに救済されるべきである。

えん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法に規定が設けられているが、再審が認められることはまれであり、また、長い年月を要していることから、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、刑事訴訟法に再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

こうした中、袴田巖さんの再審の例を見るまでもなく、証拠開示が不十分で著しく遅かったこと、検察官抗告によって手続が長期化したことなどから、再審やえん罪被害に対する社会の関心も高まり、地方議会においても再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。

については、国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定を改正することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月30日

姫路市議会議長

石 堂 大 輔

－議員提出議案第 4 号の 1 －

<送付先>

衆議院議長
法務大臣

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣